

平成26年5月21日（水）

於：特許庁 16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会
第2回商標審査基準ワーキンググループ 議事録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
1. 制度改正に伴う地域団体商標の登録主体の拡充に係る審査基準の見直しについて	1
1. 地域団体商標の周知性に係る審査基準の見直しの進め方について	18
1. 今後の検討事項とスケジュール	29
1. 閉 会	33

開 会

○青木商標課長 それでは、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第2回商標審査基準ワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、また、今日は足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、以降の議事の進行は小塚座長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○小塚座長 それでは、早速始めさせていただきます。

本日の議題は、まず1番目が制度改正に伴う地域団体商標の登録主体の拡充に係る審査基準の見直しについて、それから、2番目が地域団体商標の周知性に係る審査基準の見直しの進め方について、この2点です。

それでは、まず配布資料を確認していただきますので、よろしくお願いいたします。

○青木商標課長 配布資料の御確認をさせていただきます。

本日の配布資料は、座席表、議事次第及び配布資料一覧のほか、資料1「委員名簿」、資料2-1「制度改正に伴う地域団体商標の登録主体の拡充に係る審査基準の見直しについて」、資料2-2「商標審査基準(現行)」、資料2-3「商標審査基準(案)」、資料3「地域団体商標の周知性に係る審査基準の見直しの進め方について(案)」、資料4「今後の検討事項とスケジュール」、参考資料といたしまして、5月14日に公布されました「特許法等の一部を改正する法律」の商標法部分の新旧対照表でございます。

以上7点でございますが、不足等はありませんでしょうか。以上でございます。

議 事

1. 制度改正に伴う地域団体商標の登録主体の拡充に係る審査基準の見直しについて

○小塚座長 それでは、早速1番目の議題ということで、登録主体の拡充です。事務局、基準室長から説明をお願いいたします。

○木村商標審査基準室長 基準室の木村です。よろしくお願いいたします。

お手元の資料2-1「制度改正に伴う地域団体商標の登録主体の拡充に係る審査基準の見直しについて」、こちらを御覧ください。

制度改正の概要ですが、今般の制度改正によりまして、地域ブランドの普及の担い手があります商工会、商工会議所、特定非営利活動法人（NPO法人）並びにこれらに相当する外国の法人、これらを新たに登録主体として追加しております。

今般の制度改正に伴う審査基準の改訂の基本的な考え方でございますけれども、地域団体商標に係る審査基準、これは審査基準第7一、第7条の2第1項柱書1ないし8に書かれておりますけれども、この部分を改訂し、そのあとに周知性の判断等に関する審査基準、これは3ないし8でございますけれども、これらを含めて地域団体商標の審査基準の全面的な改訂の検討を進めるという考え方でございます。

今般の具体的な改訂内容ですが、主体ごとに出願人が登録主体に該当するかどうかを判断するための具体的な確認事項を明示しております。

それから、「構成員に使用させる商標」について、判断基準を明確化しております。

改訂の考え方及び具体的な改訂内容は以上でございます。

資料2-2を御説明いたします。これは現行の審査基準になりますが1. 出願人が、本項柱書にいう「組合等」に該当するかどうかは、次のような項目に基づいて判断するというところで、(1) 出願人が「組合等」に該当する法人として登記されていること、(2) 「組合等」の設立根拠法において、不当に構成員たる資格を有する者の加入を制限してはならない旨の規定が定められていること、これらがきちんと担保されているかどうかということとを判断しております。

それから、地域団体商標の商標登録を受けようとする商標が、団体によって使用されており、その構成員に使用させないことを前提とする場合は、本項柱書の規定により登録を受けることができないものとされています。

ただし、団体が自らその商標を使用している場合であっても、その構成員に使用させることが推定される場合は、この限りではないという書き方になっております。

今回はこの1. 2. を改訂し、これ以降に、順次検討して案を提出させていただくという形で考えております。

次の資料2-3でございます。こちらが制度改正に伴う改訂案です。

一. 第7条の2第1項柱書における登録主体について、この部分につきましては、出願人が登録主体に該当することの判断は、次の(1)ないし(3)のとおり行う、としてい

ます。

(1) ですが、これは法律の順番に従いまして、登録主体ごとに、どのような判断基準を適用していくのかということを書いております。(1)は、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、法人格を有しないものを除き、加入自由の原則が書いてあるものについて、次の①及び②の確認を行うということで、①出願の際に提出された登記事項証明書等により、出願人が法人格を有する組合であることを確認するという事です。

それから、②出願の際に提出された設立根拠法の写し又は願書に記載された設立根拠法の該当条文において、「正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定め」があること。これは、例えば、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律ですが、この法律の第10条には、「組合員たる資格を有する者が酒類業組合に加入しようとするときは、酒類業組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を附してはならない」という規定がありますが、例えばこういう規定を有するかどうかということを確認するということになります。

次に、今回、新たに登録主体として追加されました「商工会」、「商工会議所」、「特定非営利活動法人」についてです。

これは「商工会」、「商工会議所」、「特定非営利活動法人」につきましては、出願の際に提出されます登記事項証明書により、出願人が商工会法により設立された商工会であること、商工会議所法により設立された商工会議所であること、又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であることを確認する必要があります。

この登記事項証明書を見ると、法人であるかどうかというのが分かります。そうしますと、設立根拠法の中に、これらの団体については、既に加入自由の原則が定められていますので、これらの団体については、登記事項証明書で確認するという事で足りるということ事です。

(3)「これらに相当する外国の法人」について、これは今までは審査基準に明記されておりましたが、当然今後、多種多様な出願が予想されるところでございますので、今回、審査基準の中で明記することを考えています。

具体的には、これに相当する外国の法人については、次の①ないし③の確認を行うこと

を考えています。

①出願の際に提出された設立根拠法の写し、又は願書に記載された設立根拠法における法人の目的規定等を参照し、我が国の事業協同組合その他特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所、又は特定非営利活動法人の設立根拠法における目的規定等と共通することを確認するという事です。

これらに相当する外国の法人については、そもそも名称自体で判断するということが非常に難しい場合もございますので、そもそも設立根拠法の中の目的、やどういう団体なのか、そういう規定を中心に確認をし、それが我が国の商工会、商工会議所又はNPO法人の当該規定と共通するのかどうかというのを確認していく。

それから、②ですが、法人証明書、これは日本でいう登記事項証明書に相当する書面になると思いますが、こうした法人証明書等により、出願人が法人格を有することの確認を行うということです。この法人証明書については、当然各国によって、どの機関が発行するのかといった差異はあるとは思いますが、法人であるということの証明書で確認をしていくということです。

③としまして、出願の際に提出された設立根拠法の写し又は願書に記載された設立根拠法の該当条文において、「正当な理由がないのに構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又は、その加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定め」があることを確認する。これは加入自由の原則がきちんと明示されているかどうかということの確認です。

なお、国によっては、我が国と法体系が異なることが当然予想されますので、上記③の要件を規定する法令が存在しない場合も想定されます。そのような場合には、当該要件を実質的に担保する枠組みがあることを示す書類、例えば当該法人を管理監督する官庁、あるいはこれに準ずる機関による証明書等の提出を求めて確認をするということを明記しています。

2. 「構成員に使用させる商標」について。

これは団体商標、地域団体商標、いずれも団体の要件として構成員がいて、その構成員に商標を使用させるという枠組みがあります、出願人である「組合等」の構成員に、事業者が含まれるといった場合には、当該商標は「構成員に使用させる商標」であるということで判断をしています。

なお、法令自体に出願人が、本願商標を構成員に使用させないことが明らかであるとき

は、本要件を満たさないため登録を受けることができない。具体例としては、設立根拠法に定める目的が構成員に商標を使用させることを伴わないものである場合、組合、例えば消費生活協同組合、これは事業者というよりも、一般の消費者、そういった方が生協の組合員であり、その方々を対象に、福利厚生等を目的としておりますので、そういったものがそもそも法令に存在しないような場合には、この要件を満たさないと考えております。

審査基準案については以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、今の御提案につきまして、どうぞ御自由に御意見をいただきましたらと存じます。

この部分は法改正に伴う見直し、施行時期もにらんでということですので、この場で御議論いただいて、本日まとめさせていただければと思っております。

○小川委員 7条の2の条文で新しく3つの機関が登録主体として入っているわけですが、いろいろ立案担当者は苦勞してこういう作文をされたのだろうと拝察をいたします。推測は多少できるのですが、今回示された基準が恐らく立法担当者の整理した考え方、あるいは法解釈が確認的に基準として盛り込まれているのかなという印象を受けました。したがって、7条の2の条文がなぜこうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

具体的に質問させていただきます。

第1点は、商工会、商工会議所というのは、根拠法規、根拠条文なしに書かれているにもかかわらず、特定非営利活動法人については根拠法と根拠規定がある。これはなぜかということ、それから、組合については法人格と加入の自由について括弧書きがあるのに、新規に設けられた3つについて括弧書きがないのはなぜなのか、ということを確認させていただければ以下の基準の案についてもスムーズな議論ができるのではないかと思います。よろしく申し上げます。

○小塚座長 いかがでしょうか。

○木村商標審査基準室長 商工会、商工会議所、それから、特定非営利活動法人については、過去の立法例において商工会、商工会議所がどのように規定されているのか、こういった用例を調査した上で条文化することになると思いますけれども、商工会、商工会議所については、特段、定義規定を明記することなく規定しているということでございます。

もう1点、組合にのみ括弧書きの条件が付されているということですが、商工会、商工会議所、それから、特定非営利活動法人につきましては、設立根拠法の中で法人格を有す

ること、あるいは加入自由の原則の規定があることから、括弧書きで定めるまでもないものですが、組合については、労働組合や消費生活協同組合など様々なタイプの組合があり、その中で地域団体商標の独占にふさわしい団体として、商標を使いたい者がいる場合、その使用を認めるために、組合への加入自由の原則を求めています。

○小川委員 ありがとうございます。

そうしますと、商工会、商工会議所というのは、すべて 100%商工会法及び商工会議所法に基づく機関である。商工会議所法、あるいは商工会法に基づかない、勝手に商工会とか商工会議所を名乗っている団体は基本的にないという理解でよろしいですね。

○木村商標審査基準室長 それら根拠法に基づく団体を登録主体として認めたということです。

○小川委員 それから、括弧書きがこの3つにはないというのも、既にそれぞれの法律に法人格があること、加入の自由があることということが前提として盛り込まれているからという説明ですね。

1つだけ確認させてください。特定非営利活動促進法の中に加入の自由の規定というのは何条でしょうか、確認がしきれなかったのですが。加入の自由に関する直接的な規定ではなくて少し間接的な規定でしょうか。組合についてつけられている括弧書きと同じような規定はないように思うのですが。

○木村商標審査基準室長 特定非営利活動促進法第2条の第2項一の(イ)社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないという規定です。

○小川委員 それで読むのですね、分かりました。そこは確認だけです。

それでもし今の確認どおりだとすれば、2ページ目の(2)のところ商工会、商工会議所、特定非営利活動法人についての記述があるのですが、例えば商工会法とか、商工会議所法というのは書かれていますが、ここは根拠規定を書かなくていいのかと思ったのですが、大丈夫でしょうか。

○木村商標審査基準室長 これはもう既に特定非営利活動促進法第2条第2項ということで書いております。

○小川委員 商工会法と商工会議所法の方です。法律名だけでいいのかということなのですが。

○小塚座長 たしかそちらには条文がないのですね。NPO法の方は2条2項、これは法

律に条文があるのでそれを引いていますけれども、これはいかがですか、何か理由がありましたか。

○小川委員 もしあるのであれば書けばいいし、ないのだったら、書きようがないので書かない、という整理をしていただければ結構だと思います。

○小塚座長 恐らく法律の制定時期からしますと、商工会法、商工会議所法は定義規定がないのですね。NPO法は2条2項が定義規定なのでこれを引いているということだと思いますが、そこは事務局で確認した上でということにさせていただきます。

実は、今、御指摘の点は、特に資格の点などを考えますと、この制度の根幹に関わる点ただだと思います。

それでは、ほかの点について何か御指摘等ございますか。

○加藤委員 日本弁理士会の加藤です。

(3)の「これらに相当する外国の法人」についてお伺いいたします。

マドリッドプロトコルのルートを想定した場合、「出願の際に提出された設立根拠法の写し」という箇所については、MM2についてそれを添付するような形に、又は、MM2にチェックを入れる際に、ジャパンを指定する際には、これを出すことができる、あるいは出すことを勧める、望ましいとか、そういうような一文をMM2に記載する御予定はあるでしょうかというのが1つ。

それから、マドプロルートを考えましたときに、③の「国によっては、我が国と法体系が異なることから」というところがございますけれども、一種の英文のひな型のようなものを公表される御用意はあるかということをお伺いしたいと思います。

といいますのは、MM2で証明商標、団体商標のところにチェックを入れてしまいますと、日本に関しましては100%自動的に拒絶通報がかかることになり、これはユーザーフレンドリーではない状況になっております。ですので、少なくとも団体商標、特に地域団体商標のことについては、少し世界的に広報していただければと思っております。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、今の点についていかがでしょうか。1点目の提出書類のから。

○青木商標課長 MM2につきましては、これまでもWIPOの作業部会などで特定の国が自国を指定する出願人のためにということでMM2の改正案を提出して、議論して、それが認められて改正されたということもございますし、日本もマドリッド出願を受け付け

る中で、ユーザーのために願書にそういう欄を設けるよう改正案を提案するとか、ユーザーに誤解のないようガイドに記載することをやっていくべきだと思っていますし、そういうことを考えていきたいと思っています。

○小塚座長 それから、第2点でおっしゃったのは、どういう書類を出すという条件の話というよりは、むしろ持ってきてもらうものについて何かひな型があると、向こうがそういうものをつくりやすい、そういう御趣旨ですか。

○加藤委員 そうですね、加入自由の原則の定めがあることを確認するということの注意書きとして、国によっては法体系が異なるであろうということなので、どのような「文言」がある書面を提出すればいいのかというようなことは、どうしてもマドリッドで団体商標、証明商標的なものを出願する際には、100%拒絶通報が出されてしまい、それにどう対応していいか分からない、というのが外国ユーザーの意見でございますので、そういった意味でも、例えばこういう書面をというような例が、WIPOのホームページでも、あるいはJPOのホームページでも見せていただけるのであれば、外国のユーザーにとってはとてもフレンドリーかなと思いました。

○小塚座長 この点については何かお考えがありますか。

○木村商標審査基準室長 具体的な提出書類のことになりますが、今まで地域団体商標として登録されている団体が提出している書類などを参考に、どの程度のものであれば認容可能なのか、そういったところで一定の指針のようなものについては、引き続き検討していきたいと思います。

○小塚座長 もちろん加藤先生の御趣旨も、それができないのであれば、この③の確認をするなどという、そういう趣旨ではないということですね。そういう意味でいうと、基準案自体について、これで変えるということではないと思いますが、こういう基準をつくる以上は、特許庁としても対応をしてほしいという御要望ということですので、是非御検討をお願いいたします。

ありがとうございました。非常に重要な御指摘をいただきましたが、そのほかの皆様方がいかがでしょうか。

○林委員 確認ですが、従前の審査基準と比較しますと、今回、法改正の対象ではない冒頭の事業協同組合、その他の特別の法律により設立された組合の部分に係る審査基準の書きぶりが大分拡充されているわけですが、プラスになった部分はともかくとして、前あって今回ないものとしては、表現の話なのかどうかの確認なのですが、従前の審査基準では、

1の柱書による組合等に該当するかどうかということで、(1)で出願人が組合等に該当する法人として登記されていることという表現がされておりましたが、今回の資料2-3、1ページの最後のところでは、①で出願の際に提出された登記事項証明書等により、出願人が法人格を有する組合であることを確認するとなっていて、登記されていることという書きぶりではなくしたのはどういう御趣旨でしょうか。

○小塚座長 お願いいたします。

○木村商標審査基準室長 省令に規定されている願書の様式の中に、出願の際にこういうものを提出してくださいというのが具体的に書かれており、その中に、例えば法人であることの証明として登記事項証明書等を提出することについて具体的に記載しています。今回はそういった願書の様式を踏まえ、何を提出して、提出されたものをどのように判断していくのかということに記載しています。

○林委員 確認なのですが、①のところでは、登記事項証明書等によりと書いてあるので、「等」という部分が、登記と関係ないもので法人格を確認するということの可能性もあるのでしょうか。登記以外の形で法人格を確認するということも想定している、含まれるということになるのでしょうか。

○木村商標審査基準室長 「等」も基本的には省令から引用している部分でございますので、その部分で対応するものがあれば、そこは判断していけばいいと思っています。

○林委員 分かりました。

○小塚座長 よろしいでしょうか。

先生の御指摘は、登記事項証明書でないものによって法人格を確認すると、法人格はあるかもしれないけれども、登記されていないというものがここに入ってきてしまうのではないかという御質問だと思いますが、今の基準室長の御説明は、恐らくそういうものをこの「等」として読むということは予定していないということではないかと思います。基本的には登記と連動した法人格の確認方法ということで、法令用語の「等」というのはいろいろ難しいところではありますが。

○林委員 了解しました。

○外川委員 書きぶりの問題だけだと思うのですが、相当する外国の法人の最後の方にあるなお書きなのですが、なお、法令が存在しない場合が想定される。そのような場合にはと書いてあるということは、そのようなというのは、多分法令が存在しない場合だと思うのですが、外国の法律の場合は明確に書いてあると解釈できる場合と、それから、

いや、そうも読めるけれども、そうでないようにも読めるというような、いろいろな書きぶりがあると思うので、法令が存在しない場合が想定される。そのような場合はという言い方をして、もし審査の段階で出てきた法令が根拠としてそう読めないのではないかと例えばこちらが判断したような場合に、いや法律ではないからそんな厳格に解釈しませんという話かもしれませんが、ちょっと書きぶりが、法令が存在しない場合についてだけはこの証明書提出という手続にいくよとも読めるような気もするので、もう少しあいまいに書いた方がいいのではないか。

つまりこちらが読めないと判断しているけれども、向こうは読めるといっている、ここに書いてあるといったときに、もう少し、でも証明書を出してくれというふうにいえるような書きぶりの方がいいような気がするのですが、多分書きぶりの問題で、趣旨はよく分かりますけれどもという意見でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

今の点についてはいかがですか。

○木村商標審査基準室長 その点につきましては、こちらで検討させていただきます。

○小塚座長 ③の要件を規定する法令が存在しない場合ですので、法令はあっても③の要件を規定すると読めないものであれば満たさないともいえますし、御指摘のように緩く書くといえば、それこそ規定する法令が存在しない場合等も想定されるといってしまえば、もうちょっと広く収められるということですね、どういう方向感がいいか、今すぐ決められないのであれば、少しこちらで検討するというところで、御趣旨は承りましたので、その方向で検討させていただきます。

○小川委員 その関連なのですが、今のところは上記③の要件を規定する法令が存在しない場合も想定されるということですが。そもそも設立根拠法すらない場合もあると思うのです。そのことはここでは読もうとしているのかしていないのか、しているのであれば、そのように書いていただきたい。例えば③だけでなく①ですね。

○小塚座長 今の点はいかがでしょう。

○木村商標審査基準室長 御指摘のとおり、設立根拠法自体がない場合も当然想定されますので、そういう場合には、担保がなされているところを確認するというのが明示的に分かるような形にしたいと思います。

○小川委員 そうすると、なお書きのところは③から切り離して別項で書いた方がいいのかもしれない。

○小塚座長 そうですね、今の御指摘を受け止めるとすると少し構造が変わりますね。考えますと、確かに上記③というのを③の中に書いてあるのも何となく変ですね。ということですので、この際、独立させて、上記①ないし③についてというような、そういう書き方で受け止めてしまって、とにかく世界いろいろな国にいろいろな法体系があり得ますので、何が出てくるか分かりませんから、最終的にはそれに代わる証明等によって担保できる。こういう制度がいいのではないかと思いますけれども、それでは、それはそのように受け止めさせていただきます。ありがとうございました。

○池田委員 2の「構成員に使用させる商標」についてのところなのですが、これは例えばNPO法人を例にとると、NPO法人として登記がされており、そしてその構成員に事業者が、例えば構成員として1万の人個人が加入しており、1事業者でも入っていれば、これは認めると読めてしまうのですが、その解釈でよろしいでしょうか。

○木村商標審査基準室長 事業者が含まれていることが確認できれば、ここの要件は満たすということになると思います。

○池田委員 果たしてそれで本当にいいのかなというのはちょっと感じるところであります。

○小塚座長 もうちょっと御趣旨を明示していただけませんか。

○池田委員 例えば今の例をとりますと、事業をしていますという、例えば個人事業主であれば、会社として登記しているわけでもありませんので、見た目は個人の名前で参加するという形になり、見分けがつかないのではないかなというのが1つと。

実際に事業をしているかどうかに関わりなく、私は事業をしていますという宣言があればそれでいいのかというところをちょっと感じております。

○小塚座長 今の点いかがでしょうか。

○木村商標審査基準室長 地域団体商標は、団体が構成員に使わせるということが要件になっているわけですので、使用させるという点では、その構成員の中に事業者がいて、その商標を使用できる状態になっている。他方、消費生活協同組合のように、法令上構成員の使用が予定されていないといった場合には当然排除されるのですが、そうでなければ、この条文から、事業者がいても排除していくというのではなく、使えるような状態になっているのであれば、それはここでいう構成員に使用させる商標であるというふうな解釈が素直ではないかと思えます。

○小川委員 私も同じ疑問を持ったのですが、地域団体商標ですから、団体が登録を取る、

その団体が登録を取った商標を構成員に使用させる、その構成員というのは事業者です、それが1事業者であっていいというわけではないですよ。少なくともやはり複数いないと駄目でしょう。池田委員と同じ理解だと思っているのですけれども、1事業者でいいなんていうことはない、今、池田委員が言われた個人というのは何だろう、それも事業者だということであれば問題ないと思うのですけれども、やはり複数の事業者があつてしかるべきだろうと思います。この基準も、単に事業者が含まれる場合ではなくて、どの程度の事業者が含まれる場合というふうに書いた方がいいのではないかと思います。どう書いたらいいのか、一定数と書けばいいのか、複数と書けばいいのか、大多数とまではいいにくいのかなと、いろいろ思うのですが、何かしら池田委員のような誤解を招かないような表現にすべきではないかなと思いました。

○小塚座長 このあたりはどうでしょうかね、要するに1事業者が団体の傘をかぶっているときに、地域団体商標を取らせる。これはおかしいわけで、それは事業者が端的に取ればいいわけですが、出願の時点で、現在、存在する構成員中の事業者の数がたまたま1であった。こういう場合には拒絶するのでしょうか、そこはどのように考えておられるのですか。

○木村商標審査基準室長 現実には構成員に使用させる商標のところ、拒絶するというような事例はないと聞いておまして、ここの要件はあくまでもそういう団体が使わせるような状態になっているのを確認できればいいというのを今回、明示的に書いたということでございます。少なくともこの規定から、事業者が一定数いないといけないとか、そこで厳格な要件をここで課していくのではなくて、構成上、今後他の事業者も使えるような状態になっているということが確認できればいいということだと思います。

○青木商標課長 少し補足を。ここの、事業者が含まれる場合にはという書きぶりについては、若干の誤解とか、分かりにくさはあるかとは思っております。私も考えるに、まずこれは地域団体商標である。その団体が権利者となって構成員に使用させる商標であるというのが大前提でございますが、我々はこういった新しく裾野を広げた商工会や商工会議所やNPO法人がこれから出願される地域団体商標については、事実としてはその構成員の1の事業者だけが使用しているような地域団体商標がまずあるであろうかというのが一つあります。

それから、仮にそういった例があるとしても、これは、その時点で事業者は1人でありますけれども、団体として権利を取って、事業者に使用させる予定のものでありますから、これ

から事業者が増えるということもあると思います。

それから、現在も複数いる事業者を使用させる商標の場合は、それは複数いる事業者み
なに使用させるということは、管理をしっかりしているということが、また地域団体商標
の別の要件なので、つまり、アウトサイダーがいたら、それは地域団体商標の登録要件を
クリアできない可能性がございますので、そういう意味では、構成員に事業者が含まれる
場合というのは、事実として1の事業者でも近い将来は複数になる可能性があると思うの
です。実際には複数の事業者が既に入っているとか、アウトサイダーがいないとかいうも
のが想定されますので、余り御懸念のようなことはないのかなとは思っております。

ただ、ちょっと分かりにくい文章ではあるとは思いますが、もう少しここは事務局と
委員長とも御相談して考えてみたいとは思っています。

○小塚座長 小川先生、よろしいでしょうか。

○小川委員 結論から言うと、1事業者でもいいということですね。

○青木商標課長 極論を申し上げますと、例えば1の事業者でもというのは、出願の時点で
その組合なり、商工会なり、NPO法人が権利者主体となるように管理している。現時点
ではそれを使用している事業者は1の事業者しかいない。その1の事業者がその地域団体
商標を使用している。あるいは組合というか、商工会が使用させているという事実は出願
の時点で出してもらいますけれども、それは極論1の事業者だけでもそれが事実でかつア
ウトサイダーがいないということであれば認めてもよろしいのではないかと私は思います。

○小川委員 分かりました。

その関連もあるのですが、この事業者というのは何かということなのですが、例えば商
工会、私も新聞報道しか知りませんが、どうも今回のきっかけは浪江焼きそばだと聞いて
いるのですが、浪江焼きそばの商工会には、焼きそばを扱っている業者以外の多種多様な
業種の方たちが入っているのですね。ここでいう事業者というのは、焼きそばを扱ってい
る事業者でなくていいのか、指定商品、指定役務の関係での事業者でなくていいのかとい
うところはいかがですか。

○小塚座長 いかがでしょうか。

○木村商標審査基準室長 基本的には指定商品、指定役務に使っている人たちがその事業
を行っていくというのが原則だと考えています。他方、事業者の方でも、いろんな形で今
後事業を展開していくとか、いろんな営業活動といたしますか、事業活動がございますので、
そういった人たちを一律の、今やってないから排除してしまうということではなくて、今

後、使用する予定のある人たちも含めて、事業者がいれば、それはそれでこの要件は満たしているのではないかと思います。

○小塚座長 そこは使用主義ではないので、日本の商標制度は、そこは実態としていろいろなことがあり得るかもしれませんが、制度のつくりとしてはこういうことではないかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

それから、その前に、池田先生が言われたところとの関連で言うと、このなお書きは、事業者が含まれる場合についてもかかってくるのですね。事業者が含まれて構成員に使用させる商標であると判断するといっても、なお書きで明らかにそうではないであろうということが分かるのであれば、それは登録を認められないということで、たまたま商人資格のある個人とか、あるいは端的に言えば会社が構成員に入っていたとしても、その組合等の目的では明らかに構成員が商標を使用することはあり得ないであろうと考える場合には、なお書きの方が優先して登録が認められないということだと思えます。

○加藤委員 私も今の点の「なお」という言葉、接続詞として「しかし」なのかなと思っただのですが、理解は合っていますでしょうか。

○小塚座長 御趣旨は、要するにこの本文となお書きの関係ということですが、本文の場合も含めてなお書きの要件を満たすときには登録は受けられない。そういう趣旨ですね。それを「なお」と書くか、「ただし」と書くか、そのあたりはドラフティングの問題はあるかもしれませんが、御趣旨が明確になるようにはしたいと思えますので。

そのほかいかがでしょうか。大分いろいろと御指摘をいただいておりますが。

○林委員 本当に表現の好みの問題かもしれないので、私的な意見なのですが、2ページ目の②のところで「正当な理由がないのに……旨の定め」があることを確認する、と続けていただいた方が読みやすく、そして、今ここでは、括弧書きで、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の条文を例としてあげられているのですが、多分、農協法とか、水産業協同組合法とか、漁協法とか、それぞれに同じ文言がありますので、延々この条文だけを書くよりも、各法律と条文だけを書けばいいのかなと思えます。

それと、スタイルとして、従前の商標審査基準では、「次のような項目について判断するものとする」として、確認対象事項を「何々されていること」と列挙するスタイルでありましたが、今回は「次の①及び②の確認を行う」として、①何々を確認する、②何々を確認するというスタイルで、ほかのものも書かれております。今後、ほかの審査基準もこういう形に直していかれるという御趣旨なのではないでしょうか。

○小塚座長 事務局からどうぞ。

○木村商標審査基準室長 基本的には今回、これを初めとして審査基準全体の見直しを行っていくつもりですので、当然特許の審査基準などを参考して今回、これをつくっているのですけれども、こういう並びでもうちょっと分かりやすい、何を審査すればいいのかとか、そういうものが明確になるような形で書き起こしていきたいということで今回の案を提出させていただいております。

○林委員 分かりました。

○國友審査業務部長 今回の点は、今後のこのワーキンググループで議論する上で非常に重要な点なので補足いたします。資料2-2の審査基準を見ますと、法律には「正当な理由がないのに・・・困難な条件を付してはならない」というふうに、法律の条文で明確にその考え方が書いてあるのですが、審査基準でそれを組合等の設立根拠法で不当に加入を制限してはならないとか、日本語の言葉を言い換えているようなところがありまして、法律に基づき審査するための審査基準ですから、法律の記述を言い換える必要はない。これは、前回の議論でも、皆様方から今の審査基準は分かりにくいという御指導をいただいたのは、法律に書いてあることをどう審査上確認するかということが明確になっていることが、ユーザーにとっては予見可能性を担保するのが非常に大事なのですが、審査基準で法律を言い換えられても困るといふところがりまして、今回は飽くまで以前から対象法人を主体として認める部分についても、少し分かりやすく、我々がどういう形で審査するかというのを付記させていただいたというのがポイントでございます。本日、林先生から御指摘いただいたのは全くそのとおりで、今後の議論にも非常に参考になる標準的なスタンダードにしていきたいと思っておりますので、その点を御理解いただければと思っております。

○小塚座長 実は深い思わくがあったわけですね。

もう1つ御指摘をいただいたこの例の出し方はどうしますか。本文の中に括弧を入れて例を入れるというのは多少読みづらいのではないかと御指摘でしたが。

○木村商標審査基準室長 この点につきましても、林先生御指摘のとおり、確かに条文を書いて例示すればすむ話でもございますので、ここの書き方は工夫させていただきます。

○小塚座長 そのほかに何か御指摘はありますか。

○本多委員 直接基準の内容に関わることではないのですが、先ほどからの外国に関する証明書の点で、具体的にこの証明書等というのはどのようなイメージのものかということが、マドプロに関わらず外国の依頼人から来た場合に、このようなものですよというこ

とが実務者として示せるような、できるだけ具体的な例を、加藤委員が先ほどおっしゃったようにホームページですとか、どこかで明らかにしていただけたらなと思います。管理監督する官庁及びこれに準ずる機関というの、なかなかイメージとしてわかないような国もありますので、具体的にはこういうことをイメージしていますよというようなことをどこかでお示しいただければ、こちら代理人としてはありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○小塚座長 ありがとうございます。

これは基準の外側の話ですが、対応可能ですね。

○木村商標審査基準室長 これまでも登録されている事例等を踏まえて、例えばこういう書類であれば認容可能であるとか、そういったものを明示して、できるだけ予見可能性を高めていくということで検討してまいります。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほか何かございますか。おおむねよろしいでしょうか。

それでは、今回の審査基準案について、基準案の書き方のスタイルに係る問題も含めまして、基本的な方向は御了承いただけたと理解してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、確認をさせていただきますが、以下の点について事務局でなお検討をさせていただくということです。

順番にまいります。

まず1点目に、1. (1)の②のところ、この例の出し方ですが、これは2つありまして、1つは条文の文言の引用が必要かということ。2つ目は、1つの法律だけを挙げるのではなくて、もうちょっと複数の法律を挙げてよいのではないかということです。

2点目に、(2)の商工会法と商工会議所法について、条文の根拠を明示すべきかどうか。これはもとの法律を確認して。

○木村商標審査基準室長 やはり商工会法、商工会議所法には定義規定はないものですか、こういう形式にしております。

○小塚座長 定義規定がないということですので、これは指示する条文がないということで、それでは、これは解決ということですね。

そうしますと、以下申し上げるところが今度は2点目ということですがけれども、この1.の今は(3)③の末尾にある「なお」という段落を(3)の①、②、③の全体にかかるな

お書きとする。そして上記③の要件を規定する法令が存在しない場合というのを①の根拠法がない場合なども読めるように少し柔軟な書きぶりにするということです。法令はあるけれども、よく読めないという場合も含めてですね。

それから、3点目ですけれども、2. のところのなお書き、これがその前の出願人である「組合等」の構成員に、という文章よりも優越するといえますか、これをなお書きに当たった場合には、この本文に該当する場合であっても登録が認められないという趣旨であるということを明示する。こういうふうに直させていただきます。

以上3点をお預かりするという事です。

それから、それとは別に、御要望として外国法人等が出願してくる場合の証明書の類型。

○加藤委員 本多先生と私のここについての「要望」というのは、例えば、この審査基準の電子版を見た際に、この「証明書等」、あるいはその前の「官庁」の箇所が着色されリンクが張られていて、そこをクリックするとピョンと跳べるというようなイメージを要求しているというところがございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

審査基準そのもの話ではありませんが、審査基準のユーザーインターフェイスのつくり方として御要望がありましたので、これは御要望として特許庁として受け止めていただくということでございます。

基本的な方向につきましては御了承いただきましたので、先ほど確認しました3点について、お差し支えなければ、事務局と、それから、座長である私の協議にお任せいただけませんか。と申しますのは、改正法の施行時期との関係で、それまでに基準案をつくってパブリックコメントにかけなければいけませんので、もう1回皆さんにお集まりいただくというよりも、今の点についてお任せいただいてパブリックコメントに進むという手順にさせていただけたらと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきます。

2. 地域団体商標の周知性に係る審査基準の見直しの進め方について

○小塚座長 それでは、後半の議題ですが、同じ地域団体商標でも今度は周知性の問題ということです。これは見直しの進め方という御提案になっています。○木村商標審査基準

室長 資料3です。地域団体商標の周知性に係る審査基準の見直しの進め方について（案）でございます。

これは現行審査基準の課題として、地域団体商標として登録するためには、使用された結果、「自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」こと、すなわち周知性が求められております。

これは審査におきましては、出願商標に使用された商品等が例えば隣接都道府県へ流通しているとか、隣接都道府県の需要者にも知られたものになっていることが必要である。これは商標審査基準第7一、第7条の2第1項柱書6（1）に記載されております。

他方、最近の経済取引、商取引でありますとか、流通経路とか、そういったものが相当程度変わってきている。そういう認識を持っておりまして、例えば遠隔の地域から首都圏の大消費地へ直接流通する商品、要するに一定の地域で生産されるようなそういったものが直接隣接するところを経ることもなく、東京とか、大阪とか、大消費地で販売されて、そういった地域で知られる、こういったこともあります。

あるいはインターネットを利用した販売により、地理的な制約なく、これも同じように、ある地域からほかの地域へ、例えば北海道の業者の方がインターネットを使って沖縄の人に販売するとか、こういったものが日常茶飯事になっておりますので、こういった要件がきちんと周知性の認定の際に反映していく必要があるのではないか。こういう問題意識があります。

現行審査基準の見直しの論点としては、地域団体商標の特性を踏まえた周知性の判断のあり方、これは今現在、審査の中でどういう周知性の認定方法がなされているのかということですが、主に出願人から証拠書類を提出していただき、出荷等の統計資料、自分の商品をどれだけ出荷したのか、あるいは出荷売上傳票、パンフレット・ポスター、新聞雑誌の記事、それから、広報活動実施の写真とか、こういったものを提出していただいて周知性を判断していく。審査官でも当然職権調査というのをやりますので、インターネットを利用しての調査、それから新聞・雑誌・パンフレット、こういったものを調査して総合的に登録の可否を判断しているということです。

これまで地域団体商標で拒絶査定となった案件につきまして、こういった理由で拒絶になっているのかというのを調べた調査がございます。これは脚注の3に書いてありますけれども、平成20年度の商標出願動向調査であります。これによりますと、証拠書類不備の要因としましては、宣伝広告活動について具体的な内容が明らかではない。隣接県への

販売や出荷は確認できるのだけれども、数量が極めて少ない。それから、1回隣接都道府県との取引があったのですけれども、ほとんど同一県内にとどまっているとか、こういったことで拒絶になっています。

他方、先ほど申しあげましたように、インターネットとか商取引の態様が大きく変化し、例えば自治体自らがポータルサイトをつくって県の地場産品を実際に遠隔の地域の人たちにも販売できるような、そういったポータルサイトをつくって、あるいは海外のユーザーに対しても販売できるような、そういう動きもございます。

あるいは自治体が大手のショッピングサイトの運営会社と提携し、産品の販路開拓を行う、こういう取り組みも現実に起きている状況です。

そうしますと、今まで伝統的な産品として地域で流通していたもの、隣接都道府県で流通していたものが、今後はこういう取引経路が異なるような形で販売されるような、そういったことも当然予想されてくるということでございます。

こういった周知性の判断も当然地域団体商標に係る商品、役務の流通経路とか、取引者・需要者層、それから、地域の実情、こういうものを十分に考慮して判断を行う必要があるのではないかとということです。

それから、もう1点は周知性の立証方法及び判断の見直しです。

これは地域団体商標が周知であることの立証及び判断方法につきましては、現行の審査基準に7条の2第1項柱書6(2)というのがございます。ここを受けて、商標法3条2項というのは全国的な周知度合いを計るための基準ですがこれをそのまま地域団体商標のところで準用しております。ここについては、きめ細かく、より地域の実例に根ざした形で、こういう書類があればこういうのを認定してもいいのではないかと、そういう観点から個別に書き起こしてもいいのではないかと、そういう観点から書いております。

今後の進め方ですけれども、(1)の周知性の判断基準の具体化、これについては、具体的には流通経路や地理的条件に応じ、地産地消の商品や生産地等で消費されずに大消費地に輸送される商品、それから、インターネットを利用した商品の取り扱いにかかる周知性の判断につきまして、その商品等の特性に応じた取り扱いを審査基準において明確にしていく方向で検討を行うというのが第1点でございます。

それから、2点目でございますけれども、先ほどの3条2項と同じような立証方法及び判断、これをもうちょっと具体的に書き起こして、例えば宣伝広告や販売関係の書類等を具体的に求める書類につきまして、地産地消型商品・役務の場合、例えば温泉の提供とい

った場合に、温泉というのはその地域に1個しかないとすれば、そのときにどのようにして他地域の需要者の認識度を計るか。こういった場合には当然観光客を誘致して、あるいは観光旅行の中の1つに組み込ませるとか、様々な周知活動を行っていると思いますので、そういったところの判断指標なりもきちんと組み込んで判断にいかしていくというのを明確にしていく、こういう視点でございます。

今回、この2つにつきまして、まだ具体的な審査基準に落とし込む内容については今我々で検討しておりますので、こういった点をいかにさせるような形で基準を改訂していくということを考えております。

最後に、本件と関連する審査基準として、商標法4条1項10号における周知性があります。この規定は、一定地域において周知性がある商標が存在する場合には、出願商標が拒絶されるという仕組みになっておりますが、この10号につきましても、審査基準では、「一地方」という地理的な範囲に関する要因を規定し、実際の裁判例では、この地理的範囲につきましても、その隣接数県の相当範囲の地域にわたって、少なくとも同種商品取扱業者の半ばに達する程度の層に認識されていることを要するものと解すべきである、として、ほぼ地域団体商標と同様の地理的な範囲で周知性を認定しております。このため、周知性の判断では、4条1項10号も検討のそ上にあげて見直しをしていくことが必要なのではないかということから、関連する審査基準ということで4条1項10号を挙げております。

それから、5番目以降は参考資料ですが、これまで第3回の商標審査基準ワーキンググループにおいて提示した資料でございますけれども、周知性については、より地域の実情であるとか、そういったところを踏まえて判断することが適切であるという指摘がなされております。

この周知性につきましては、今後、引き続き議論を行うことにしたいと思っておりますが、周知性の地理的な範囲の在り方、周知性を認定する際の立証方法や提出書類について見直す必要があるのではないかとございまして。

○小塚座長 ありがとうございます。

この周知性の方については、まだ基準、文言をお示しする段階には至っていないということですが、そうであるが故に、今、先生方から御意見をいただきますと、この文言策定にそれを参照するということが容易になりますので、是非忌たんのない御意見をいただけましたらと思います。どの点からでも結構ですので、どうぞ御発言をいただけますでしょ

うか。

○本多委員 日本商標協会の本多です。

周知性の要件につきましては、3条2項の例とか、4条1項 10号の例をあげていただいております。ただ、それぞれ規定も違いますし、法律の制度も、成立する趣旨も違いますので、同じ部分は同じ部分ということでこのよなということであげていただくのはいいのですが、それぞれの制度、趣旨の違いを明確にして、このよな、それぞれに具体的な例を分かりやすく基準としてあげていただけるようになったらいいのではないかなというように思いますので、その点を留意してつくっていただけたらと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

○田中委員 今の御指摘にもございましたけれども、周知性という概念は、商標法においていろいろと出てくる極めて重要な要件でございます。例えば4条1項 10号のほかにも先使用の 32条など、様々な局面で出てくる概念です。それぞれの局面での意義が同じなのか違うのかという議論も学説上、かなり争われていまして、対立もあります。判例もそれぞれ判断はしているのですけれども、事例判断のようになっているのが多いのだらうと思います。

そういう意味では、今御指摘もありましたが、その規定が、制度の趣旨に照らして、どういうことをねらって周知という要件を求めているのか、といったところも踏まえながら考えていかなければいけない問題だと思っております。

基本的に抽象的で規範的な概念でございますので、ここでいう周知性の意義をどう盛り込むか、具体化していくかという問題のほか、実際に立証をどのようにするのかという点で、実務的には非常に難しい問題がございます。どのような証拠によれば、どのように周知性が認められていくのかといったところは、非常に重要なところだらうと実務的には思います。

そうは言いましても個別の判断になる問題でございますので、なかなか基準にするのは難しいであろうと予想されます。しかし、法律で書くことはほとんど不可能に近いものですから、なんとか審査基準でもって、できるだけ具体化し、分かりやすくしようという試みは大いに賛成でございます。作業には困難が予想されますが、可能な部分から、できるだけ分かりやすく具体化できるように試みるといった方向で進められればと思っております。

○小塚座長 ありがとうございます。

○加藤委員 具体的な資料3の1ページ目、下から7行目から始まるこの証拠書類不備の要因としてというところで、かぎ括弧で3つほどの理由があげられていますけれども、この2つ目と3つ目については少し違和感をおぼえております。といいますのは、この調査自体が6年前の調査であるということ、報告書があがったのが6年前ですので、更にその前に調査が行われたと思われまます。

どのような違和感を抱いているかといいますと、例えば2つ目の「隣接県への販売や出荷は確認できるが、数量が極めて少量である点」という点ですけれども、これは現行審査基準の6.に、例えばということで一人歩きしているように感じられるのですが、「隣接都道府県」というキーワードがございます。ここで例えばですが、北海道の札幌から函館というのは、直接距離で東京駅から名古屋駅ほどの距離がございます。天気予報も支庁ごとに北海道は全然違う天気が出されております。こういうところで、現代、これだけボーダレスになってくると、逆に北海道に行かなければ買えない、あるいは北海道のある支庁に行かなければ買えないというような、わざと外に出さないというマーケティングを行っているところもあるかと思えます。そういうようなことにも配慮をしたような書きぶりを6.については少し考えていただきたい。例えば都道府県の広狭というような、面積の広い、狭いというようなことにもちょっと配慮をしていただくとか、あるいはそういった現代と限らないですけれども、時代に相応したマーケティング戦略にのっとった方法での周知性の立証がかなえば、それを認めていただけるような、審査基準の6.については、そういう文言の改訂がなされればなと考えております。

○小塚座長 ありがとうございます。

ちょっと先ほどから私も気になっているのですが、要するに取引形態が変わってきている。そうであるが故に審査基準をそれに合わせていかなければいけないという、これはある意味では4条1項10号も含めて、ほかのところも含めていわばいろいろな条文に共通して問題となってくることで、差し当たり審査基準の見直しの対象になっているのは地域団体商標のところかもしれませんが、やがてはほかのところにも波及していく問題です。

そのことと、地域団体商標であるが故に、ほかの商標とは違って、こういう取り扱いをすべきだということと2種類あって、その話がこの資料3の中ではやや両方書いてあるものですから、そのあたりは整理する必要はあるだろうと思いますが、今の加藤先生の御指摘は、むしろ地域団体商標に限らない話ですね、そういう意味では。札幌と函館の距離と東京と名古屋の距離の話というのは、やはり地域団体商標固有の問題という趣旨で御発言

いただいたわけですか、それとも。

○加藤委員 地域団体商標の審査基準、現行6. についての「隣接都道府県」というキーワードに関してちょっと疑問を持っているところがございます。

○小塚座長 なるほど、分かりました。ありがとうございます。

○青木商標課長 加藤委員の御指摘は、まさにごもっとも私も思っておりまして、多分小塚座長が御指摘のように、加藤委員の御指摘は、汎用的に、一般的な周知性の判断においてもそういったところも考慮するということにも影響するかと思いますが、地域団体商標制度についての周知性について御議論いただく際には、地域団体商標制度は何のために設けられた制度であるか。やはり地域においてブランドとして創設されたものを、その発展を助成するようなものとして周知性の要件とか、主体要件をかませて設けた制度である。そういったものについて、この周知性の要件が、審査基準の6. を見ると、若干固定的に運用される恐れがある。実際の過去の拒絶例を見ると、固定的といいますか、それをかなり厳格に解釈してやっていて、せっかくの地域団体商標が登録を認められなかった、そういったような御指摘もあったので、その辺を見直すべきでないかというのが産構審で御指摘されたと認識しております。

そういう意味でありますので、地域団体商標とか地域ブランドについて、取引の実態というのがいろいろあって、そういった具体的にある実態を踏まえて、どういう基準を示せば、適切に審査できるか、そういったところを御検討いただければということでございます。

ですから、例えばそこに行かないと買えない商品というのは、おっしゃるとおりありまして、私も過去に審査したものでは、特定の市場でないと買えない魚でいろんなどころからそこに買いに行くとか、あるいは、すごくレアものの地域産品であるけれども、東京の築地経由ですごく高価で売られている限定商品であるなど、いろんなケースがあって、そういったものについてそれが地域団体商標として周知性を認めるべきかどうか、そういった視点でいろいろ御議論いただければと思います。

○小塚座長 商標課長からそのような御発言もありましたので、是非その方向でと思います。

○外川委員 地域団体商標、御指摘の趣旨からいえば、いわば地域振興も、特に媒体にインターネットが出てきて、インターネットは載せれば全国、全世界から見えるという状態になりますので、インターネットを個別で多分何か抽象的なことを規定して、そこから例

示列挙していくというのは、私のイメージが勝手なのかもしれないのですが、そういう形になると思うのです。その場合に、インターネットについて余り厳しくすると、すごく簡単にすれば載っていれば隣接都道府県をはるかに超える範囲にアナウンスしているわけだし、しかしそれは数量とか、販売をしてなければいけないとか、広告だけでは足りないという厳しくなるわけで、そういう意味では、全体に地域団体商標を恐らく増やしたいというところがあるのだらうと思いますので、インターネットをまずとにかく入れなければいけないということは現実からいって当然なのですが、そのときに例示列挙するような場合にも、余り過重な要件を課して、インターネットの証拠を出したら、逆に載せるだけでは世界みんな見えるのだから証拠にならないなんていうことがないように、隣接都道府県というのは非常に大学で講義するときにはやすいわけですね、隣接、1つの県ではないよ、もうちょっとだ、でも全国である必要はないよ。非常に分かりやすいわけですがけれども、そういう言葉、何かキーワードがやはりあった方がよくて、それが総論の中に出てきて、例示としてインターネット、それから、それこそ産地だけにしか消費されてないようなものとか、そういうかなりきめ細かい、多分完全に網羅はできないと思いますけれども、そういう例示列挙をしていただくというイメージで、とにかく基本的には地域団体商標を振興したいというか、増やしたいということだらうと思いますので、その点はインターネットを入れたことによって厳しくなり過ぎないように是非お願いしたいと思います。

それから、規定の仕方は今、私がイメージしているものでいいのですか。総論的なものが書いてあって、例示を列挙するのか、それとも総論みたいなものは不可能だということでも最初から例示をされるのか、できてないものを聞いてもしようがないのですけれども、どんなイメージなのでしょう、イメージだけちょっとお伺いできればと思います。

○小塚座長 いかがでしょうか。

○木村商標審査基準室長 外川委員御指摘のように、事業者の間に認識されているというのはこういうことだという総論があって、その中に例えばということで、具体的に個別列挙になるかとは思いますが、例えばインターネットを利用した広告宣伝及び販売等を行う商品、こういったカテゴリーでは広告宣伝、販売を行うウェブサイトの売上高、あるいは認知度といいますか、ショッピングサイトであれば、今月の売上げはこれぐらいあって、認知度はこれぐらいあるとか、ウェブサイトの中でかなり上位の方にくるようなものとか、そういったものについては、裁判例でも、そういうウェブサイトでの販売額といった点を認定し、周知性を判断したというものもありますので、そういう売上げであり

ますとか、ウェブサイトの中で需要者が注目している点は指標になり得るのではないかと
いう気はしております。

他に収穫地、生産地で、特定で消費されずに、直接大消費地、例えば東京、大阪に搬送
されるような商品というのがあります。その場合には、隣接というよりも、東京なり大阪
の需要者がどのように認識しているのか、そういう資料とか、そのような点を十分判断で
きるようにすることも1つ考えられると思います。

○外川委員 隣接都道府県という単語はなくなるのですか。今の感じだと何となくなりそ
うだな、まだ結論が出てないからいいのですけれども。

○木村商標審査基準室長 そこは検討中です。

○小塚座長 都道府県の中にも大小いろいろあるというのが加藤先生の御指摘でもありま
すので、どうするかは。

○外川委員 分かりやすい単語を是非何かつくっていただいて。

○林委員 私もこの地域団体商標については、周知性のところが一番難しいと常々思っ
ているのです。今回、周知性の判断基準を具体化するというのはなかなか難しい作業だろう
と思っております。従来の審査基準の文章は、一定の範囲の需要者に認識されていること
を必要とするという文章の中に、需要者の例として、「例えば」を入れたと思うのですけれ
ども、「例えば、隣接都道府県に及ぶ程度の需要者」、これが入っているのですけれども、
文章の句読点の打ち方でいきますと、「例えば、隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認識さ
れていることを必要とする。」という、そこだけ読むと、隣接都道府県の需要者の認識が絶
対条件みたいにも読めてしまうので、一人歩きしないようにということで、表現の仕方も
大事かと思えます。

それから、判断基準の具体化という点では、抽象的な基準のあげ方にはやはり限界があ
ると思いますので、今、556件登録されているのでしょうか。そういったものについて、
この登録主体が、この登録商標について、周知性についてのこの程度の証拠をあげて登録
になったというセットで、先ほど加藤先生がおっしゃったようなウェブで見られるとか、
そういうリンクでもいいのですけれども、トータルで判断基準を見られた方が、誤解がな
いし、実務的にも参考になるのではないかと感じております。この判断基準の具体化と、
周知性の立証方法はセットで考えるとよろしいのではないかと思います。

○小塚座長 今のような御提案、一応資料3のつくりは、(1)でまず判断基準の具体化が
あり、それを反映させるため、それに必要な立証方法の具体化ということなのですが、今

の林先生の御指摘は、そこはそう実は分けられるものでもないのではないかということなのですけれども、逆にそれを受け止めることは可能ですか。基準の原案をつくる立場としては。

○木村商標審査基準室長 結局この6番目のところをどう変えていくのかということになるかと思しますので、6番目の周知性の一定の広がりやをどう判断していくのか。ここは先ほどから申し上げていますように、取引形態がこういう場合にはこうだという具体例を入れ込んで分かりやすくしていく。もう1つは、それに伴う立証のための書類というのは、特有なものがあればそれを入れつつ、例えば地産地消であっても、ほかの地域から呼び込むためのそういう販売宣伝広告費とか、そういったものもきちんと判断要素として読み込めるようなことを書き込んでいくことだと思います。

○小塚座長 実例をそのまま使うことは差し支えあるかもしれませんが、例えば多少修正を加えたような形で、このような書類にこのような周知性が証明されたというふうに扱うことができるというような、そんな書き方を例として書いていくという、多分そういうイメージで林先生はおっしゃっているのですね。

○林委員 多分裁判になると、やはりトータルで裁判所は判断されていると思うのですね。こういう性質の組合であるから、これについての独占を認めてもいいということでのトータルの判断になっていると思いますので、やはり抽象化には限界があると思うものですから、具体例を織りまぜて規定するのがよろしいのではないかと考えております。

○田中委員 過去の事例研究というのは重要なのですけれども、いつも思いますのは、商標も、特許もそうなのですけれども、登録査定されたものについては理由が何も残ってない。登録されたものに限ってなぜ登録になったか理由が分からないのです。包袋を見れば、どういう資料が出されたかは分かるのですが、どの資料を審査官がどの程度重視して、どれがあったから登録になったかということが全く記録に残らない。逆に、拒絶された場合には、理由が記録に残されて分かるのです。その点では、拒絶された例を整理する方が一定の判断法則を見出しやすいかもしれない。いずれにしても、過去の審査にこういう資料が使われましたという例を整理して挙げるということ自体は非常にいいやり方だろうと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。確かにそのとおりですね。

そのほかに何か御指摘ございますか。

○小川委員 周知のところでは、隣接都道府県に及ぶ程度という文言のところが大分議論

になるようですが、これは恐らくこの表現だと地域団体商標を保護するのに、少しきつ過ぎるという御批判なのかなと思うのですが、今日のインターネット上の販売とか、インターネット上の宣伝広告をもう少し実態に合ったように適宜重視して見ていくというのであれば、この隣接する都道府県に及ぶうんぬんの問題は自動的にクリアできるのかなと思うのですが、そうでもないのですか。

○小塚座長 いかがでしょうか。

○木村商標審査基準室長 当然地域的な制限はなくなってくるという意味では、そういうことだと思うのですが、この隣接都道府県という記載が審査基準に入っていることによって、先ほど申し上げたような具体的な拒絶事例とか、あるいは出願人の方が実際にインターネットを使ってやっているのだけれども、そういう隣接都道府県に及ぶような書類を集められないとか、こういった実務上、そういう文言があることによってなかなか認定していくのが難しいというのがございますので、当然インターネット社会になればそういう地理的な要因は取り払われることになるのだと思います。

あとは地産地消でありますとか、地域産品特有の事情もありますので、そういう事情も加味し、どのような要素を入れて判断すればいいのか、検討していきたいと思っております。

○小塚座長 よろしいですか。

恐らくまずすぐに出てくる話は、隣接というのが多分妥当しないのがインターネットだと、隣接しないところへぼんと評判がたつというのもありますので、隣接というのはまず妥当しないであろう。

もう1つはどうなのでしょう。今、隣接都道府県と書いているのは、やはり産地があって、じわじわと周りに広がっていく。そういうイメージがあるのですけれども、そのイメージ自体を少し乗り越えたいという思いが何となく今の事務局にはおありのようなのですね。確かにそれはその生産者の周りでは知らないというのでは周知性といえないことは明らかでしょうけれども、しかし、何かじわっと広がっていくのではなくて、この商標が使われているという、この商品、役務がいろいろなところで知られているという、そういう発想に変えていきたいという、ちょっとそんな感じを受けていますけれども。

○小川委員 確認ですが、今般やろうとしている方向なのですが、隣接都道府県というのは広いので、1県程度でいいではないか。1県程度の中におさまる程度の周知でもいいのではないかという方向にもっていききたいというわけでもないのですか、私はそれもあると

思うのですが。

○木村商標審査基準室長 当然そういう商品の特性によっては、1県程度でも認識度合いが十分だということもあると思います。ですから、いろんな考え方があると思いますので、ただ、インターネットとかそういうのが今の基準の中で明示的に入ってない部分もございまして、そういったところを特性に応じて書き込んでいくというのをまずやっていく方向で考えております。

○小川委員 結論的には今後の審査としては、もう少し狭い範囲でもいいという方向でもっていきたいということで理解をしてよろしいでしょうか、私は大賛成ですが。

○青木商標課長 そういう方向で御検討いただきたいと考えております。

○小塚座長 分かりました。

○小川委員 地域団体商標制度を作成したときに、同一の法律上に出てくる同じ用語は全部同じ解釈をすべきだというのは立法者の常識なので、その意味で4条1項10号の規定をもってきたときに、4条1項10号の解釈と同じだというのが立法者の意思だと思うのです。ただ、4条1項10号の解釈もDCC事件をよくよく読むと、今日も参考に付いていますが、あれも限定があって、全国的に流通する日常使用の一般的商品の場合と書いてあるのですね。その場合は隣接する都道府県程度は必要だといっているのです。その条件だとやはりちょっと解釈が違っていいのかとは思いますが。立法者の意思はさておいて、各先生方から御発言があったように、各法律の制度の趣旨に応じて弾力的に考えていいと私も思います。

○青木商標課長 ありがとうございます。

○小塚座長 建設的な御提案をありがとうございました。

○本多委員 先ほどのコメントと共通するのですが、地域団体の場合は、需要者の間に広く認識されている程度が自己又は構成員の業務に係るということで、主体がちゃんと分からなければ駄目ですよという規定になっているのが、多分3条2項ですとか4条1項10号と違うところだと思います。ですから、その点も踏まえた上での基準づくりを考えていただければ、もう少し違いが明確になるのではないのかなという意見です。

○小塚座長 今の点はよろしいでしょうか。

○木村商標審査基準室長 その点は、今の3条2項ですと明確ではありませんので、それを反映した形で地域団体商標も一緒のところ書き込んでいくということになるかと思っております。

○小塚座長 その意味でも、今の準用というのは余り望ましくないということですね。

いかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。これはまた基準案が具体的にあがってきましたときにもう一度御審議いただくということになりますので、それでは、本日はこの程度ということにさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

今後の検討事項とスケジュール

○小塚座長 それでは、続きまして今後の検討事項とスケジュールということにつきまして事務局から御案内いただけますでしょうか。

○木村商標審査基準室長 資料4でございます。今後の検討事項とスケジュールですが、改正法案は5月14日に公布されました。地域団体商標の登録主体の拡充について今、御議論をいただいているところでございます。

今後は新しいタイプの商標の保護の導入に伴う審査基準の見直しを行っていくことになります。

ここに書いてございますけれども、「動き」、「ホログラム」、「輪郭のない色彩」、「位置」、「音」、この5種類につきまして特定方法、それから登録要件、登録事由、類否判断、こういったところをまとめていくということになります。

地域団体商標、それから、商標法第4条1項3号の改正、そこの基準も合わせてつくり込んでいくということになります。

それから、既存の商標審査基準の見直し、内容の分かりやすさ、明確化、こういった観点から全般的に見直しをこれは継続して行うということになります。

次の2ページ目でございますけれども、スケジュールですが、前回のワーキングのときにいろいろ御指摘をいただきましたが、スケジュール表の中に具体的な日程を記載しております。第3回が6月3日ですけれども、このときから新しいタイプの商標、これについて議論を開始したいと思っております。その際に特定方法がある程度明示されていないと具体的な識別性なり、類否なりの前提条件としてどういったものを検討していくのかというところが必ずしも明確ではないという御指摘もありましたので、この点につきましては我々で今検討しており、どういう形で議論した方が、例えばタイプ別に音の商標について特定、識別、類否判断について検討を行うのか、そちらの方が分かりやすいという御意見

をいただいているところもございますので、そこも踏まえてまた検討していきたいと思っております。

スケジュールは、できましたら秋ぐらいまでには一定程度の結論を出して、あとは周知活動といった形でとり進めていきたいと思っております。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

少し時間がございますので、今の今後の進め方につきまして、皆さんの方から御質問とか、御提案ございましたら是非御発言ください。お願いいたします。

○小川委員 新しいタイプの商標のうち、2条1項で明記されているのは色彩の商標と音の商標のみです。そのほかのものは全部政令で落とされているのですが、政令はいつごろできそうか、その政令案は私たちにいつごろ開示していただければいいかをお願いします。

○小塚座長 いかがでしょうか。

○木村商標審査基準室長

政令がいつの時点で明らかになるのかというのは、ちょっとこの時点でなかなか申し上げにくいのですが。

○小塚座長 ちょっと確認をさせていただきたいのですが、この5種類の新しいタイプの商標のうち、動きとホログラム、これは参考資料でいただいている改正法の5条を見ますと、これは出願の条文ですが、5条を見ますと、2項1号で商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであってという、ここで読むという理解ですね。

○木村商標審査基準室長 変化する商標の中で、例えば図形が変化していく状態をそこに書いてあります詳細な説明で書きあらわすと、動きの商標として特定できるということになると思います。

○小塚座長 ホログラムは多分この変化で読むのですね。

○木村商標審査基準室長 ええ、ホログラムも変化をするものと捉えることができると思います。

○小塚座長 ということを前提としますと、小川先生御指摘の2条の定義に係る図形、記号、立体的形状うんぬんというところに実は動きもホログラムも入っていて、そして輪郭のない色彩と音がありますので、位置をどこで読むかという問題もありますが、位置もここで読めるというのがどうも立案者の、つまり今回、政令で何か新しい商標のタイプをつけ加えるという、そういうことではないというふうに私は理解しているのですけれども、

それで事務局の理解と合っておりますか。

○小川委員 それであれば結構です。

○小塚座長 2条で5種類は書ききっているという理解です。

○小川委員 分かりました。

○林委員 地域団体商標のパブリックコメントは、主体と周知性を一緒にパブリックコメントに出すのですか。別々ですか、そうすると2回しますか。

○木村商標審査基準室長 今のところは主体要件のところを先にしたいと思っております。

○林委員 資料4のスケジュール表の地域団体商標に係るパブリックコメントという矢印は1つしかないのですけれども、ここで2回行われるという、そんなイメージですか。

○木村商標審査基準室長 周知性につきましては、今後議論をまた進めていきますので、案ができ次第、了承いただければ、次のパブリックコメントにいきたいと思っておりますので、とりあえず施行日が一番近い登録主体の拡充についてパブリックコメントをさせていただきますかと思っております。

○林委員 分かりました。

○小塚座長 ですから、スケジュール表でいうと、パリ条約とか、新商標とかパブリックコメントと書いてありますが、このあたりと並行してということもあり得るということですね。このスケジュール表には今、まだそれは書ききっていないということのようです。御指摘ありがとうございました。

○加藤委員 今後の新しいタイプの商標に関する議論の仕方なのですけれども、もしよろしければ、この特定方法、識別性、類否といった論点ごとに5つの商標をまとめて議論するのか、それとも音なら音、動きなら動きで、特定方法、識別性、類否というふうに、それぞれ商標のタイプ別に議論するのかについて、ほかの委員の先生方はどちらがいいというような御意見を寄せられたのか、教えていただければ幸いです。メリット、デメリットがあるとは思いますが。

○小塚座長 大事なところだと思いますが、加藤先生はどちらを望まれますか。

○加藤委員 今のところタイプ別にやっていった方がよいのでは？と個人的には思っております。

○小塚座長 ありがとうございます。

ほかの先生方で特に強い好みとございますか、この方がやりやすいという御意見がございますか。

○池田委員 どちらつかずの意見になってしまうのが現実なのですが、タイプ別にやった場合に、例えば特定方法にしる、識別性にしる、類否にしる、タイプ間での統一感というか、共通性というところが時として飛んでしまうかもしれないという懸念があります。そういう観点からは、5タイプについて特定方法をまず見ましょう、識別性を見ましょうという方が本当はタイプ間での温度差というのが出にくいなと思っております。

ただ、頭を1つ1つ切りかえなければならぬという点に関しては、加藤先生と同じように、1つのタイプで一気に話ができの方がやりやすいかなと思っております。

○小塚座長 ありがとうございます。

もちろん縦横どちらも見なければというのは間違いのないところなのですが、特に強い御要望とか何かございますか。よろしいでしょうか。

最終的には事務局にお任せしますが、今のような御意見もありますので、いずれにしても資料のつくり方等は少し御配慮いただけましたらと思います。

ほかに何か御指摘等、あるいは御質問等ございますでしょうか。大体よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日、予定しました議論はすべて終了ということです。

最後に、次回の予定を事務局から御説明ください。

○青木商標課長 本日はどうもありがとうございました。

次回のスケジュールにつきまして御説明いたします。

次回の第3回商標審査基準ワーキンググループは、6月3日火曜日16時から開催する予定でございます。会場は本日と同じ16階の特別会議室を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○小塚座長 日程が少しつつありますけれども、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第2回商標審査基準ワーキンググループを閉会とさせていただきます。どうも皆様ありがとうございました。

閉 会